

# 速度取締り指針

## 速度取締り重点

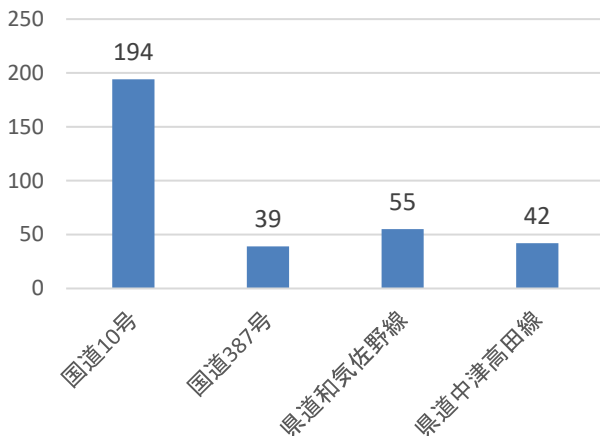
次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。  
ただし、重点以外の路線、時間帯(早朝・夜間)であっても、速度取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道10号	7:00～18:00	山下～江熊	50～60キロ
国道387号	14:00～17:00	法鏡寺～西椎屋	40～60キロ
県道和気佐野線	17:00～19:00	高森～下時枝	50～60キロ
県道中津高田線	8:00～13:00	順風新田～長洲	40～50キロ

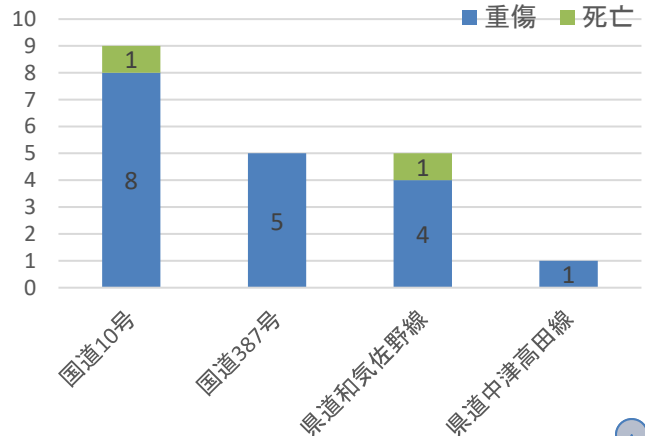
## 宇佐警察署管内の主要路線における交通事故実態

過去5年間【令和元年～令和5年10月末】の人身事故を集計

路線別発生件数



死亡・重傷事故数



### 重点路線における、人身事故の時間帯別特徴

- ・ 国道10号は、7時から18時の時間帯に発生している。
- ・ 国道387号は、14時から17時の時間帯に発生している。
- ・ 県道和気佐野線は、17時から19時の時間帯に発生している。
- ・ 県道中津高田線は、8時から13時の時間帯に発生している。

### その他の交通指導取締り要点

- ・ 生活道路や通学路においては、登下校時間帯のパトロール活動等を積極的に行い児童等の安全を確保します。
- ・ 飲酒・無免許運転等の悪質交通違反の取締りを強化します。